

2級 眼鏡作製技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

眼鏡作製の職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

学 科 試 験

【07】 企業倫理・コンプライアンス

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
① 眼鏡関連法規	1. 次に掲げる眼鏡関連法規について概略の知識を有すること。 (1) 個人情報保護法 (2) 薬機法 (3) 公正競争規約 (4) 製造物責任（P L）法 (5) 障害者総合支援法 (6) 景品表示法 (7) 消費者契約法 (8) 特定商取引法 (9) 廃棄物処理法
② 眼科専門医との連携	1. 次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 眼の状態（眼病・眼の動き・視力）が疑わしい場合の眼科専門医への速やかな紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調製 (2) 幼児・学童に対する眼科専門医への紹介および眼鏡処方箋による眼鏡調製 (3) 遠用若しくは近用眼鏡を初めて作製する者の眼科専門医への紹介、検診の推奨

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
	(4) 医行為、疾病等の診断に関する行為及びそれらに類する行為を行ってはならないこと